

秋田市告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
21043	手形西谷地68号線	手形字中谷地14番2地先	
		手形字中谷地14番3地先	
21044	仁井田本町21号線	仁井田本町三丁目34番2地先	
		仁井田本町三丁目444番1地先	

2 縦覧期間

令和7年12月25日から令和8年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分まで